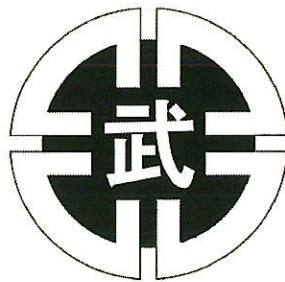


「武蔵野小学校 P T A」

第 4 7 回定期総会資料

＜書面決議＞



議 事

- (1) 令和 5 年度活動報告について
- (2) 令和 5 年度決算・会計監査報告について
- (3) 令和 6 年度本部役員・庶務・会計監査員について
- (4) 令和 6 年度活動方針案
- (5) 令和 6 年度予算案

令和5年度 本部活動報告一覧

1. 校内行事

ボランティア制を施行しました。多くの庶務さん、ボランティアさんのご協力で運営できました。

時期	活動	備考
5月27日	PTA 団体傷害保険契約更新	
5月27日	第46回定期総会	書面決議
6月15日～23日	PTA 会費集金	
6月16日	第1回運営委員会 ■年間活動計画の共有 ■学区内の不審者情報等意見交換	会議中、保育実施
7月8日	保護者向けセミナー開催 「大人が学ぼう!心と体を大切に生きるための性(生)教育～思春期編」 講師:近藤智子先生(めぶき助産院院長)	武蔵野小学校体育館 保護者 30名参加 教職員4名参加
7月	広報誌発行(教職員紹介特集号)	全世帯へ配布 地域協力者に郵送
10月7日	運動会運営お手伝い(来賓の誘導等)	
10月20日	第2回運営委員会 ■活動報告、計画の共有 ■タブレットの持ちかえり等意見交換 ■保護者から学校への要望について 等	会議中、保育実施
10月28日	漢字検定視察 成隣小学校訪問	副会長・書記参加
11月	卒業式コサージュ注文、6年生を送る会企画開始	
11月6日	GLP社による物流センター計画説明会参加	校長・副会長参加
2月8日	給食試食会	保護者 33人参加
2月16日	第3回運営委員会 ■ボランティア制継続決定	会議中、保育実施
2月19日	助産師による「いのちの授業」視察 光華小学校	副会長参加
3月4日	6年生を送る会 図書カード・記念写真入りビスコ配布	
3月25日	卒業式 先生へ寄せ書きアルバムと花束贈呈	

議事(1) 令和5年度活動報告

通年活動		
月 1 回	登校見守り活動	P3参照
4月22日・6月10日	校庭草取りボランティア	P4参照
12月2日	校外ごみ拾いボランティア	
9月、12月、3月	PTA だより発行	P5参照
7月、12月、3月	PTA 本部役員 学校参観	

2. 昭島市公立小学校 PTA 協議会

市内 13 校の PTA の集まりです。

時期	活動	備考
6月23日	総会	
7月13日	第1回理事会	
10月27日	第2回理事会	
10月28日	中部ブロック研修 栗田工業株式会社見学	副会長2名参加
11月19日	昭島市への要望書提出	
12月9日	教育懇談会 「危機管理術～危険や犯罪からどう身を守る～」	市中 P と共催 校長・会長参加
令和6年2月9日	第3回理事会	
3月	昭島市より要望書回答受理	武蔵野小学校 HP で公開

3. 渉外関係

時期	活動	備考
4月	ウイズユース春のスポーツ大会運営協力	本部、庶務参加
5月15日	地域自治会(15ブロック)総会	書面決議
5月	武蔵野会館運営協議会総会	書面決議
9月29日 10月27日	武蔵野会館祭り実行委員会	会長参加
10月15日	地域自治会15ブロック運動会運営協力	
11月3日	武蔵野会館祭り協力	本部、庶務参加



セミナーの様子

議事(1)令和5年度活動報告

4. コミュニティスクール(学校運営協議会)

市の委託を受けて、地域の方と学校の在り方について考える会です。会長が参加しています。

時期	活動	備考
5月25日	任命式	昭島市役所にて
6月24日	学校運営協議会	
7月25日	委員研修会	
10月7日	学校運営協議会	
11月18日	学校運営協議会	
1月20日	学校運営協議会	
2月22日	学校運営協議会	
3月24日	学校運営協議会	
3月24日	武蔵野小学校卒業式 来賓	
4月8日	武蔵野小学校入学式 来賓	

【庶務さん、保育サポーターさん、ボランティアの皆さん、ご協力ありがとうございました!】

- ・プリントの印刷、配布準備 ・セミナーの運営 ・ごみ拾いボランティア ・セミナーや会議中の保育
 - ・お祭りのお手伝い ・運動会の運営補助 ・昭島市への要望書づくりのパソコン入力作業
- などなど、たくさんのご協力をいただきました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

【運営委員会での意見交換の内容】

- ・コロナ前は学校で行われていた漢字検定を PTA で復活させたい!⇒令和 6 年度実施へ
- ・子どもたちへ、助産師さんのいのちの授業を届けたい!⇒令和 6 年度実施へ
- ・他校のように、女子トイレに生理用ナプキンを設置してほしい!⇒実現!
- ・タブレットの持ち帰り、ランドセルが重く、子どもたちの負担になっている。⇒改善中
- ・学区内の不審者情報について、みんなで情報共有

などなど、子どもたちの学校生活のためにさまざまな話し合いをしました。

令和5年度 見守り登校 活動報告

武蔵野小学校 PTA 本部
副会長 中村 幸子

<活動内容>

年	月日	内 容
令和5年	6月	地域協力者へ「PTA 見守り活動ご協力のお願い」郵送
	6月13日	第1回 実施
	7月19日	第2回 実施
	9月12日	第3回 実施
	10月11日	第4回 実施
	11月14日	第5回 実施
	12月20日	第6回 実施
令和6年	1月10日	第7回 実施
	2月13日	第8回 実施
	3月12日	第9回 実施
	4月9日	第10回 実施
	5月14日	第11回 実施

<会計報告>

本部活動費より 切手代 2,270 円 支出

<活動のまとめ>

マチコミメールで周知し、登校時には見守りや声かけをお願いしました。
保護者の方々や地域の皆様のご協力のおかげで、今年度も子どもたちの安全を見守ることができました。ありがとうございました。

令和5年度 ごみ拾いボランティア・保育サポーター活動報告

武蔵野小学校 PTA 本部

副会長 奥野 友

1. ごみ拾いボランティア報告

日付	活動内容
令和5年 4月22日	校庭・校外ごみ拾い
令和5年 6月10日	校庭芝生草取り
令和5年12月22日	校庭・校外ごみ拾い

<活動のまとめ>

- ・毎回、10組ほどの親子が参加してくださいました。
- ・子どもたちはゲーム感覚でどんどんごみを集めてくれました！
- ・ごみ拾いのあとは、校庭を開放し、子どもたちは自由に遊び、親同士も交流する時間を過ごしました。
- ・楽しみながら、ボランティアへ親しむ機会となりました。令和6年度も継続して実施します。

2. 保育サポーター活動報告

実施日	時間	保育サポーター人数
6月16日 第1回運営委員会	18:00~20:00	2人
7月8日 保護者向けセミナー	12:30~15:00	3人
10月20日 第2回運営委員会	18:30~20:00	2人
令和5年 2月16日 第3回運営委員会	18:30~20:00	2人

- ・保護者による保育サポーターに保育をお願いしました。
- ・保育サポーターの方には、謝礼をお支払いしました。(1,100円/時間)
- ・年に1回、マチコミメールで保育サポーターを募集します。事前に登録して下さった保護者の方に協力を得ながら、令和6年度も保育を実施します。

令和5年度 広報活動報告書

武蔵野小学校 PTA 本部

書記 佐々木 直里

【活動内容】

令和5年7月	教職員紹介作成
令和5年9月	PTA だより作成 ホームページ掲載・マチコミ送信・校内掲示 PTA だより vol.1
令和5年12月	PTA だより vol.2(プリント配布)
令和6年3月	PTA だより vol.3(//)

【会計報告】

費目	金額
教職員紹介 インターネット 株式会社プリントパックで印刷発注	8,445
教職員写真データ保管用 USB 代	1,080
PTA だより vol.2 印刷代 株式会社プリントパックで発注印刷	3,990
PTA だより vol.3 印刷代 株式会社プリントパックで発注印刷	1,050
合計	14,565

<活動まとめ>

今年度は教職員紹介の広報誌と、学期末に1回ずつPTA だよりを発行いたしました。

教職員紹介はご家庭で教職員の顔や名前を覚えていただき、身近に感じていただければと思い作成しました。

PTA だよりは、PTA だより vol.1 以外、両面カラー印刷によるプリント配布と、マチコミでの送付、学校ホームページへの掲載という、より多くの方に見ていただける方法を模索しました。

内容も、イベントや活動報告、子どもたちを支えてくださる地域の方の紹介や、PTA 組織の紹介など、活動をより身近に感じていただけるよう努めました。

令和5年度PTA本部決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	増減	摘 要
1 会 費	495,000	529,500	-34,500	1,500円×345世帯
2 昨年度繰越金	455,038	455,038	0	
3 雑収入	0	36	36	
合 計	950,038	984,574	-34,536	

支出の部

項 目		予算額	決算額	増減	摘 要
運 営 費	事 務 費	20,000	23,183	-3,183	コピー用紙代、封筒代他
	記念品代	160,000	129,957	30,043	卒業生コサージュ代、卒業生記念品
	合 計	180,000	153,140	26,860	
活 動 費	本部活動費	243,000	139,324	103,676	運動会、PTA行事他
	傷害保険費	39,600	40,972	-1,372	傷害保険料108円(世帯数)管理賠償責任 保険料12円(会員数)賠償保険の確定精算
	合 計	282,600	180,296	102,304	
積 立 金	備品償却積立金	0	0	0	※2
	備品購入積立金	0	0	0	※2
	積 立 金	30,000	30,000	0	特別行事等の積立金
	合 計	30,000	30,000	0	
予 備 費		226,543	0	226,543	
総 合 計		719,143	363,436	355,707	

※1 会費の中には、保険料の120円が含まれる。

※2	前期末の積立金残高	R5年度積立金	本年度末の積立金残高
①備品償却積立金	377761円	0円	0円(解約)
②備品購入積立金	360239円	0円	0円(解約)
③積立金	382,173円	30,000円	412,173円
④定額貯金			738,000円(①+②)

2024年3月31日 会計 岡 亜由美



収支について監査の結果、正当であることを確認しました。

2024年3月31日 会計監査 大澤 敦子



会計監査 清水 瞳



令和5年度PTA本部役員・庶務・会計監査員候補(案)

役職	氏名	児童のクラス
会長	根津 美穂	2-1
副会長	中村 幸子	3-1
	奥野 友	3-1
	大森 雅之	教職員
書記	佐々木 直里	4-2
	花田 耕仁郎	教職員
	中村 信一	教職員
会計	岡 亜由美	6-3
	大澤 敦子	6-1
庶務	丸山 真弓	4-2
	中村 知己	2-2
	平野 麻生	1-2
会計監査	清水 瞳	3-1
	大場 泰子	5-1
相談役 50周年記念行事実行委員長	福島 由佳	前々会長

令和6年度年度 PTA 活動方針(案)

【活動方針】

子どもの健やかな成長と楽しい学校生活のために活動します。

- ボランティア制を採用し、やれる時に、スポットで参加できるようにします。
- 参加義務のある委員会活動、くじ引きによる役員選出は行いません。
- 親と学校が子どものための活動を行うという本来の目的を果たしつつ、SDGs を意識した、時代に合う PTA を目指します。

【活動内容】

■交通安全見守り活動

- ・月に1度、見守りとして子どもと一緒に登校します。事故防止の他、学校生活や子どもたちの様子が見えてきます。

■ごみ拾いボランティア

- ・学校周辺のゴミ拾いウォーキングや校庭芝生の草むしりやお手入れを行います。
- ・ボランティアをした後は、お楽しみの時間も?!
- ・学年の違うお友達との交流や、保護者同士のコミュニケーションの場として活用します。

■イベント実施(いのちの大切さを学ぶ授業、漢字検定、周年行事)

- ・昨年度、保護者向けに行い大好評だった、「いのちの大切さを学ぶ」授業を子どもたちに届けます。
- ・コロナ前は学校で開催されていた、漢字検定を復活します。
- ・武蔵野小学校 50 周年組織委員会に参加し、学校の節目をお祝いします。

■広報誌・PTA だより発信

PTA の活動を発信します。

■有償ボランティアの活用

保育ボランティア等

■昭島市公立小学校 PTA 協議会への参加

市内の PTA と連携し、昭島市への要望書を出すなど子どもを取り巻く環境の改善に努めます。

※PTA 会費 PTA 活動の運営財源として、1 世帯年額 1,500 円を徴収させていただきます。
(傷害補償保険 年額 120 円/世帯 を含みます。)

運営委員会の日程(仮)

第1回	6月21日(金)18時30分～	武蔵野小学校会議室にて
第2回	10月18日(金)18時30分～	武蔵野小学校会議室にて
第3回	2月28日(金)18時30分～	武蔵野小学校会議室にて

※運営委員会は全会員が傍聴できます。

令和6年度PTA本部予算(案)

収入の部

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	摘 要
1 会 費	472,500	495,000	-22,500	1,500円×315世帯
2 昨年度繰越金	621,138	455,038	166,100	
合 計	1,093,638	950,038	143,600	

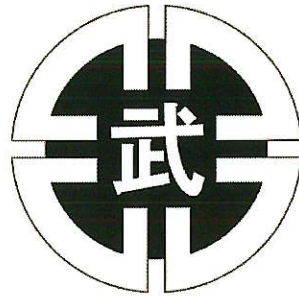
支出の部

項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	摘 要
運 営 費	事 務 費	30,000	20,000	10,000	コピー用紙代、封筒代他
	記念品代	150,000	160,000	-10,000	卒業生コサージュ代、6年生を送る会
	合 計	180,000	180,000	0	
活 動 費	本部活動費	224,700	243,000	-18,300	運動会、PTA行事他
	傷害保険費	37,800	39,600	-1,800	傷害保険料108円(世帯数)管理賠償責任 保険料12円(会員数)賠償保険の確定精算
	合 計	262,500	282,600	-20,100	
積 立 金	備品償却積立金	0	0	0	
	備品購入積立金	0	0	0	※2
	積 立 金	30,000	30,000	0	特別行事等の積立金
	定額貯金	0	0	0	※2
	合 計	30,000	30,000	0	
予 備 費		226,543	246,202	-19,659	
総 合 計		699,043	738,802	-39,759	

※1 会費の中には、保険料の120円が含まれる。

※2	前期末の積立金残高	R6年度積立金	本年度末の積立金残高
①積立金	412,173	30,000円	442,173円
②定額貯金	738,000円	0円	738,000円

**「武蔵野小学校 PTA」
会則（案）**



「武蔵野小学校PTA」会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は「武蔵野小学校PTA」といい、所在地を同校内におきます。
(住所:昭島市武蔵野2-3-1)
- 第2条 本会は児童の幸福と健全な成長を図るために、憲法・教育基本法の内容に沿って保護者(または、これに代わる者)と教職員が協力します。また、学校・家庭・社会における教育条件の改善・充実につとめるとともに、会員の教養を高め親睦を図ることを目的とします。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の方針を守ります。
- 1.学級・学年・地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め会員の総意を集めて活動します。
 - 2.学校や学区内の教育的環境を整備・改善するために努力します。
 - 3.会員の様々な研修やサークル活動を盛んにするよう努めます。
 - 4.本会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力をします。ただし本会及び会員はその名において特定の政党・宗派・営利企業に対しこれを支持したり反対したりしません。
 - 5.その他、本会の目的を果たすための必要な活動を行います。
- 第4条 本会会員は本会の主旨に賛同する本校児童の保護者(又はこれに代わる者)＜以下これを保護者と称す＞と教職員により構成され、すべて平等の権利と義務を持ちます。

第2章 会 計

- 第5条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてます。
- 第6条 会費は世帯単位とし、その金額は定期総会で決定します。ただし会員の事情により免除することができます。
- 第7条 会費は2学期末までに転入の場合は金額の3分の2、3学期末までに転入の場合は3分の1を徴収します。
- 第8条 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わります。

第3章 本部役員および会計監査員

- 第9条 本会の役員＜以下、本部役員と称す＞及び会計監査員は次のとおりとします。
- 1.会長 1名以上(保護者)
 - 2.副会長 若干名(保護者, 副校長)
 - 3.書記 若干名(保護者, 教職員1名)
 - 4.会計 若干名(保護者)
 - 5.会計監査員 2名(保護者)
- 第10条 本部役員及び会計監査員の任期は1年とし、会員からの推薦を受け本人の承諾があれば再任を妨げません。ただし、他の役員との兼任は認めません。
- 第11条 本部役員及び会計監査員の任務は次のとおりとします。
- 1.会長は、本会を代表し、会務の執行・財産の管理などいっさいの責任を負います。
 - 2.副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその代理を務めます。
 - 3.書記は、諸会議の通知、記録、その他の資料を整理保管します。
 - 4.会計は、経理事務を行い報告します。
 - 5.会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を定期総会に報告します。
- 第12条 本部役員及び会計監査員の選出は、別に定める「細則Ⅰ 本部役員・会計監査員選出に関する細則」に基づいて行います。ただし、教職員側役員の選出については教職員に一任します。

第4章 定期総会・運営委員会

- 第13条 定期総会は本会の最高議決機関であり、毎年度初めに開催されます。
1. 運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要請があったとき、会長は1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければなりません。
- 第14条 定期総会には、それぞれ次の事項が行われます。
1. 前年度の事業並びに決算報告の審議・承認
2. 本部役員・会計監査員の承認及び就任
3. 新年度事業計画及び予算の審議・決定
4. その他重要事項の報告・審議・決定
- 第15条 定期総会の成立定数は会員（世帯単位）の3分の1以上とし、委任状又は書面表決書を認めます。議決は出席者と書面表決書の過半数をもって可決されます。議長は互選によります。
- 第16条 運営委員会は、本部役員で構成します。
- 第17条 運営委員会は第16条の構成員の2分の1以上の出席で成立し、会議の議決は出席者と書面表決書の過半数をもって可決されます。
- 第18条 運営委員会は会務についての企画・立案・調整及び緊急事項を処理し、会の運営に必要な事項について審議議決を行います。

第5章 庶務係・PTA組織

- 第19条 本会の活動を円滑に行うため、庶務係並びにPTA組織を置きます。
1. 庶務係
2. その他の運営委員会が必要と認めた委員会並びにPTA組織
- 第20条 庶務係並びにPTA組織についての詳細は別に定める各細則に基づきます。

第6章 補 則

- 第21条 1. 運営委員会は原則として公開します。一般会員は必要に応じて会を傍聴することができます。
2. 校長（または副校長）は、PTAの活動が学校の運営に関わる場合、各種の委員会等に出席して意見を述べ、相互の調整に当たることができます。
- 第22条 本部役員・会計監査員に正当な事由において欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充又は代理をおくことができます。この選出方法については運営委員会において協議し適切に処理します。
- 第23条 この会則の改廃は、定期総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。ただし、本会の運営について必要な細則は、規約に反しない限り運営委員会での承認をもって改廃することができます。なお、この細則の改廃については定期総会に報告し正に承認されるものとします。
- 第24条 災害等緊急事態時に本会則及び細則にある通りの活動が困難と判断した際は、本部役員及び校長と協議の上、内容などの変更ができるものとする。
また、変更内容については特例とし、報告することとする。

付則 この会則は昭和53年2月1日から実施します。

昭和61年 5月10日 一部改正
昭和62年 5月 9日 一部改正
昭和63年 5月14日 一部改正
平成 9年 5月17日 一部改正
平成10年 5月16日 一部改正
平成11年 5月15日 一部改正
平成19年 4月 1日 一部改正
平成20年11月21日 一部改正
平成23年 4月28日 一部改正
平成24年 4月27日 一部改正
平成25年 4月25日 一部改正
平成26年 4月23日 一部改正
平成28年 5月 2日 一部改正
令和 元年 5月18日 一部改正
令和 2年 6月20日 一部改訂
令和 3年 5月28日 一部改訂
令和5年 5月26日 一部改訂

[細則Ⅰ] 本部役員・会計監査員選出に関する細則

- 第1条 会則第3章第12条に基づき、本部役員・会計監査員に関する細則について次の通り定めます。
- 第2条 本部役員について
- イ. 保護者より本部役員(7名以上)を選出します。
- ロ. 各役職は当人との合意に基づいて決定されます。
- 第3条 本部役員は全校より選出された候補者と担当教職員によって構成されます。
- 第4条 会計監査員について
- イ. 会計監査員は保護者から2名を選出します。
- ロ. 会計監査員は本部役員経験者としします。
- 第5条 本部役員及びその役職と会計監査員は、定期総会の承認を得て決定されます。
- (付則) 令和 2年 6月20日 新設
- 令和4年度本部役員選出より適応する。

[細則Ⅱ] 庶務係に関する細則

- 第1条 会則第5章第19条に基づき、庶務係に関する細則について次の通り定めます。
- 第2条 庶務係は、保護者より選出します。
- 第3条 庶務係は、全校より立候補もしくは選出された保護者によって構成します。
- 第4条 庶務係は本部役員と連携し、会の運営に協力します。
- (付則) 令和5年5月26日 新設

[細則Ⅲ] 弔慰金等に関する細則

- 第1条 会員及びその家族に対する弔慰金は次のとおりとします。
- | | |
|---------------------------|------------|
| 1. 在校児童の父母及び教職員死去の場合 | 金額 10,000円 |
| 2. 在校児童死去の場合 | 金額 10,000円 |
| 3. 教職員父母、子死去の場合 | 金額 5,000円 |
| 4. 教職員の配偶者死去の場合 | 金額 5,000円 |
| 5. その他、本校の教育活動においてご協力された方 | 金額 5,000円 |
- 第2条 以上の規定以外、特に必要と認めた場合は運営委員会で協議の上処理します。
- (付則) この細則は昭和55年4月1日に制定
- 昭和57年4月 1日 一部改定
- 平成17年5月13日 一部改定
- 平成19年4月 1日 一部改定
- 平成24年4月27日 一部改定
- 平成26年4月23日 一部改定
- 令和 元年5月18日 一部改定

[細則Ⅳ] 周年行事開催年に関する細則

- 第1条 本校の周年行事開催年となった場合は、本部役員の人員を増員する事ができます。
- 役職及び人数は運営委員会にて決定します。
- 第2条 役員の選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則Ⅰ 本部役員・会計監査役員選出に関する細則」に準じるものとします。
- (付則) 平成24年4月27日 新設
- 平成26年4月23日 一部改訂
- 令和 元年5月18日 一部改訂
- 令和 3年5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

[細則Ⅴ] 昭島市公立小学校PTA協議会に関する細則

- 第1条 昭島市公立小学校PTA協議会において本校が会長校又は副会長校になった場合は、専従の本部役員をおくことができます。役職及び人数は運営委員会で決定されます。
- 第2条 専従役員の選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則Ⅰ 本部役員・会計監査役員選出

に関する細則」に準じるものとします。

(付則) 平成24年4月27日 新設

平成26年4月23日 一部改訂

令和 元年5月18日 一部改訂

令和 3年 5月28日 一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

令和5年5月27日 一部改訂

[細則Ⅵ] 本部役員及び委員の免除に関する細則

第1条 2年以上継続して本部役員になった場合、次年度より5年間に付き、本部役員及び各委員を免除できるものとします。

(付則) 平成28年 5月 2日 新設

令和 元年 5月18日一部改訂

令和 3年 5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

[細則Ⅶ] 相談役に関する細則

第1条 本部役員経験者を相談役として選出できるものとします。

第2条 相談役は会則第1章第4条の構成会員に限らず選出することができるものとします。

第3条 相談役の選出は運営委員会で選出し、定期総会にて承認されるものとします。

第4条 相談役の任期は1年とし、本人の承諾があれば再任を妨げません。

第5条 相談役は運営委員会・各委員会への出席が認められるものとします。

第6条 相談役はPTA活動においての助言、相談を受けるものとし、議決権を持たないものとします。

(付則) 令和 2年 6月20日 新設

令和 3年 5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

[細則Ⅷ] 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、武蔵野小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

(1) PTA 会費請求、役員・委員管理等のための連絡

(2) 文書等の送付

(3) 本部役員・委員会名簿等の作成

(4) 児童の校内外での安全管理のため

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTAに書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならぬ。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(付則) 令和 元年 5月18日 新設